

市PTA連に寄せられた質問や 学校PTAで抱える共通課題に対する Q&A(令和6年度版)

PTAはその結成以来70年以上にわたり活動を続け、さまざまな大きな役割を果たしてきました。しかしいま、PTAは社会の変化に合わせてそのあり方を考える時期を迎えています。市PTA連本部へ寄せられたご意見や対応した事案、代表者会等で話題になったことなどから、現段階でのQ&Aを作成してみました。これからのPTAのあり方を考えるヒントとなれば幸いです。

Q1 PTAは任意団体だから、加入しなくてもいいのですか

A1 加入・未加入は自由です。

しかしながら、PTAは任意団体ということだけでなく、地域とつながり、保護者と教職員で共に学び、交流することができる社会教育関係団体です。

PTAは、それぞれ家庭と学校で「子どもの教育」を担う保護者と教職員が、「子どもの教育」という共通の関心で結びつき、「子ども達のよりよい教育」をめざして活動することが大きな目的です。

まずはその目的を理解していただき、保護者としてその目的に賛同いただけるであれば、ご加入をご検討ください。

Q2 入学と同時にPTAへ自動加入となってしまっているのですが

A2

入会申込書という形ではなくとも、PTA会員名簿の提出やPTA会費の入金をもって加入とするなど、加入手続きについては学校PTAごとに異なりますので、各学校PTAにご確認ください。

Q3 PTAの未加入や退会が増えないようにするにはどうしたらよいですか

A3 加入したくなる、活動に参加したくなるPTAでありたいのはどの学校PTAも工夫しているところです。「義務的・ノルマ的な活動」ではなく「選んで参加できる強制のない活動」にしていくことです。

まずは、PTAの目的をきちんと伝えた上で、今行っている活動に魅力があり、加入者が意義のあるものとして受け取られるだけでなく、無理のない活動を行っていることも大切です。そして、その内容をどのように皆さんに広報していくかも鍵となります。

Q 4 P T A から退会するにはどうしたらよいですか

A 4 退会方法については、各学校 P T A によって異なるかと思いますので、P T A 本部役員のどなたかに、その旨を相談してみてください。

Q 5 P T A の個人情報管理について教えてください。

A 5 平成 29 年 5 月に改正個人情報保護法が全面施行され、これにより PTA も「個人情報取扱事業者」に含まれることになり、法に基づいた個人情報の取扱いが義務付けられました。したがって、PTA で「個人情報取扱規則」を整備し、個人情報の利用目的を具体的に明示した上で、本人の同意を得て、個人情報を適切に取扱い、安全に管理しなければいけません。

<具体的な安全管理対策の例>

- 紙媒体の場合は、施錠できるところに保管します
- 電子ファイルの場合はパスワードの設定やウイルス対策ソフトを利用します
- 会員名簿など個人情報を含む配布物については、配布先の会員に紛失や盗難に注意すること、また転売などしないよう注意喚起を行なうことも大切です
- 本人から開示や訂正、削除を求められた場合は適切に対応しなくてはいけません

Q 6 未加入児童・生徒への対応はどうしたらよいですか。

A 6 P T A は「すべての子ども達に」活動することが基本理念だと思います。なので、加入していない世帯の児童・生徒への対応をどうするかが課題です。未加入への対応は、保護者・教職員と児童・生徒を分けて考えましょう。すべての児童・生徒に平等に対応する努力をしてください。会員だけにしか広報を配布しないという対応をする PTA もありますが、「入会のお誘い」も広報の大きな役割の一つですから、広く配布する方がいいでしょう。

Q 7 P T A 本部役員や委員がなかなか決まらない

A 7 選出の仕方、集まる頻度、会議の時間帯、誰とやるか、義務的・ノルマ的な活動になっている等、原因は様々です。役員・委員をやることのメリットを考えたり、委員会数や仕事内容を精選したり、オンライン会議にしたり、色々な工夫が報告されています。

本部って見えない 大変じゃないの などを解消する効果的な手立て
※谷口小 P T A ※広陵小 P T A ※大磯町立大磯小 P T A の例

Q 8 完全立候補制・活動エントリー制のメリットとデメリットは何ですか

A 8 メリットは義務・強制がなく、「役員・委員選出の負担がなくなった」「やりたい人がやりたい時にやりたいだけ」という主体的な活動となり、ノルマ感が軽減されるようです。デメリットとしては、「集まらなかつたために逆に役員に負担がきた」「集まらなければやらない覚悟が必要」ということがあげられます。持続可能なシステムにするには、会員全員の協働意識が大切です。

Q 9 オンライン会議等を実施する際の注意点を教えてください。

A 9 集まらなくてもできる会議、自宅にいても参加できるメリットは周知の通りです。注意点としては、「会員がオンラインへ参加するスキルを持っているか」「通信トラブルが起こったときの対処」があげられます。

また、目的が参観・参加・参画のどれなのかによってオンラインの仕方が違ってきたりします。

市P連では、皆様と顔を合わせる機会も少ないので、基本は対面で行います。「顔と顔、目と目」を大切に、対面ならではの空気感や余白を大切にしていきたいと思っています。

Q 10 登校班の送り出しや見守りが円滑にいくシステムの工夫を教えてください。

A 10 共働き家庭がほとんどであることや見守りしていただける方の高齢化が課題として取り上げられています。「登下校は保護者の責任において」という大前提のもとに、各学校PTAでは様々な工夫を行っていますので、その事例を紹介します。

- ・育成会（子供会）と連携して行っている。
- ・ボランティア制にして、できる人ができる時間で行っている。
- ・下校のチャイムに合わせて地域の人が、外に出るようしてくれている。
- ・送り出しは新入生が慣れるまでの期間と限定している。

子ども達の登下校の安全のために、PTA組織内だけでなく、いかに地域と連携していくかが求められます。

Q 11 登下校見守り等は、学校側が責任をもって行うものではないのですか。

A 11 平成31年1月25日文科省中教審の「新しい教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校改革に関する総合的な方策について」の答申の中で、学校及び教師が行う業務の経過・適正化として登下校に関する対応は、基本的に学校以外が担うべき業務として明記されました。

Q12 PTAに加入しないとさがみはら風っ子保障制度に加入できないのですか。

A12 相模原市PTA連絡協議会に加入している学校であれば、PTAの会員であるなし関わらず加入することができます。

Q13 PTA活動において怪我をした時の安全互助会で加入している傷害保険の適応について、よくある質問は何ですか

A13 ①登校時の旗振り当番や引率で小さいお子様を連れながら行っているときに
お子様が事故にあった時に対象となりますか

⇒登録されている方が対象なので、お子様や代理の方は対象となりません。

②PTA主催のバレーボール大会に出場したPTAのOBが怪我をした場合は対象になりますか

⇒ 予定されているメンバーであれば対象となります。

なので、参加メンバー表等の保管をお願いいたします。

※その他判断が難しい場合は、市PTA連絡事務局より保険会社に連絡を取り対応させていただきます。